

○飯能市木造住宅耐震診断補助金交付要綱

平成23年3月31日

告示第99号

改正 平成25年3月29日告示第123号

平成28年3月9日告示第85号

令和2年3月31日告示第91号

令和3年3月31日告示第95号

令和5年2月27日告示第49号

令和7年3月31日告示第93号

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯能市建築物耐震改修促進計画に基づき、既存建築物の耐震化の促進を図るため、市内における既存木造住宅の耐震診断を行う者に対し、補助金を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に關しては、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則(平成18年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「耐震診断」とは、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所に所属している建築士法第2条第1項に規定する建築士が、建築物の耐震改修の促進に關する法律第2条第1項に規定する耐震診断について、同法第4条第1項の基本方針に沿って行うものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 市内に存する木造住宅で、次に掲げる要件に該当するもの(以下「補助対象建築物」という。)の所有者又は当該所有者の2親等以内の親族(以下「所有者の親族」という。)であること。

ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもので、一戸建ての住宅、店舗等の併用住宅(当該建築物の延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。)又は長屋住宅(延べ面積が300平方メートル以内のものに限る。)であること。(建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に違反していることが明らかなものを除く。)

イ 在来軸組構法、伝統的構法、又は枠組壁工法によって建築されたものであること。

ウ 地階を除く階数が2以下のものであること。

(2) 市税(国民健康保険税を含む。以下同じ。)の納税義務者で、市税を完納していること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、耐震診断に要した費用に補助率3分の2を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とし、5万円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象建築物1棟につき1回を限度とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第5条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 付近見取図、配置図及び各階平面図

(2) 補助対象建築物の所在証明書(当該建築物が共有である場合は、全ての共有者が表示されているもの)又はそれに代わるもの

(3) 所有者の親族が補助金の交付を受けようとする場合は、補助対象建築物の所有者の2親等以内の親族であることが確認できる書類及び耐震診断の実施について所有者(当該建築物が共有である場合は、全ての共有者)の同意があることを証する書類

(4) 耐震診断に要する費用の見積書の写し

(5) 耐震診断を行う建築士の所属及び資格が確認できる書類

(6) 市税の未納がないことが確認できる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末日とする。

(交付決定通知書等の様式等)

第6条 規則第8条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の交付決定通知書を受けた後に耐震診断に着手するものとする。

(耐震診断の取り下げ)

第7条 前条第1項の交付決定通知書を受けた者は、耐震診断補助金交付申請を取り下げるときは、あらかじめ飯能市木造住宅耐震診断補助金交付申請取下書(様式第3号)を提出しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第14条第1項の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の報告書は、耐震診断の完了後30日以内又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月20日のいずれか早い日までに提出するものとする。

3 第1項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 耐震診断の結果報告書
- (2) 耐震診断に要した費用の領収書の写し又は支払が確認できる書類
- (3) 配置図及び各階平面図
- (4) 現地調査写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書の様式)

第9条 規則第15条第1項の規定による通知は、様式第5号により行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成25年告示第123号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第85号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年告示第91号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第95号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年告示第49号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第93号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。